

# NPO法人ささえる

## 倫理規程

### （組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、要配慮者が地域で安心して生活するための支援を担う重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

### （社会的信用の維持）

第2条 NPO法人ささえる（以下「この法人」という。）は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### （基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

### （法令等の遵守）

第4条 この法人は、法令及び定款、倫理規程、その他の規程を遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、コンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

### （私的利益追求の禁止）

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

### （利益相反等の防止及び開示）

第5条 この法人は、利益相反を防止するとともに休眠預金活用法第20条第1項第6号に該当する者でないことを示すため、役員職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役員職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせるとともに、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年9月15日から施行する。